

ロシアはウクライナ侵略をやめ、国連憲章を守ることを求める特別決議

ロシアのプーチン大統領は2月24日、ウクライナ領土の東部で親ロシア勢力が2014年に「独立」宣言をしている二つの地域を独立国として承認し、両地域へロシア軍を派兵しました。その後、ウクライナ各地の軍事施設、キエフ、オデッサなどへ攻撃をはじめました。

今回の行動は、国連加盟国の主権、独立、領土保全の尊重、武力による威嚇禁止を明記している国連憲章、国際法の基本原則に反した侵略行為そのものです。一方的な「独立」承認とロシア軍の派兵は、ウクライナ東部問題の平和的解決のために2014年、15年に関係国間で結ばれたミンスク合意を踏みにじるとともに、ロシアを含め、この合意を承認してウクライナの領土保全の「全面的な尊重」を再確認している国連安保理決議2202(15年2月)にも違反するものです。

国際合意と自らの国際公約を一方的に投げ捨て、軍事力を背景に現状を変更することは、絶対に許されません。

プーチン大統領は、この侵略行為にあたって、ロシアが核兵器大国であることを誇示し、欧米の批判や制裁の動きに対抗する姿勢を見せています。核兵器で世界の諸国を威嚇するものであり、今日の世界において、決して許されるものではありません。

生協の理念「平和とより良き生活を」のもと、ロシアはウクライナ侵略をやめ、国連憲章を守ることを強く求めるものです。

そして、日本政府が憲法9条を生かし、事態打開に向けた外交的役割を發揮するとともに、唯一の戦争被爆国日本が核兵器禁止条約に参加することを訴えるものです。

2022年3月2日

生活協同組合・消費者住宅センター

2021年度 第5回理事会